株式会社 丸井グループ

証券コード:8252

第80回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成28年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

なかのZERO 大ホール
東京都中野区中野2丁目9番7号

決議事項

第1号議案　**剰余金の処分の件**
第2号議案　**取締役６名選任の件**
第3号議案　**監査役２名選任の件**
第4号議案　**補欠監査役１名選任の件**
第5号議案　**取締役に対する報酬制度の改定の件**

議決権行使書返送期限
平成28年6月28日（火曜日）午後7時まで

目 次

第80回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告…… 3
連結計算書類…… 27
計算書類…… 30
監査報告書…… 33
株主総会参考書類…… 37

証券コード　8252
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都中野区中野4丁目3番2号
株式会社 丸井グループ
取締役社長　青井　浩

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成28年6月28日（火曜日）午後7時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

議決権行使方法についてのご案内



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
なお、株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意いただきますようお願い申しあげます。



郵送による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権の行使の場合

当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

▶▶▶**議決権行使のお手続きにつきましては、53頁 から 54頁 もご参照ください。**

記

1．**日　時：** **平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**

2．**場　所：** 東京都中野区中野2丁目9番7号
なかのZERO 大ホール

3．**目的事項：**

報告事項

1. 第80期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に関する事業報告の内容、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役６名選任の件
第3号議案　監査役２名選任の件
第4号議案　補欠監査役１名選任の件
第5号議案　取締役に対する報酬制度の改定の件

以　上

お知らせ

- 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定にもとづき、当社ホームページ（http://www.0101maruigroup.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.0101maruigroup.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事業報告（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

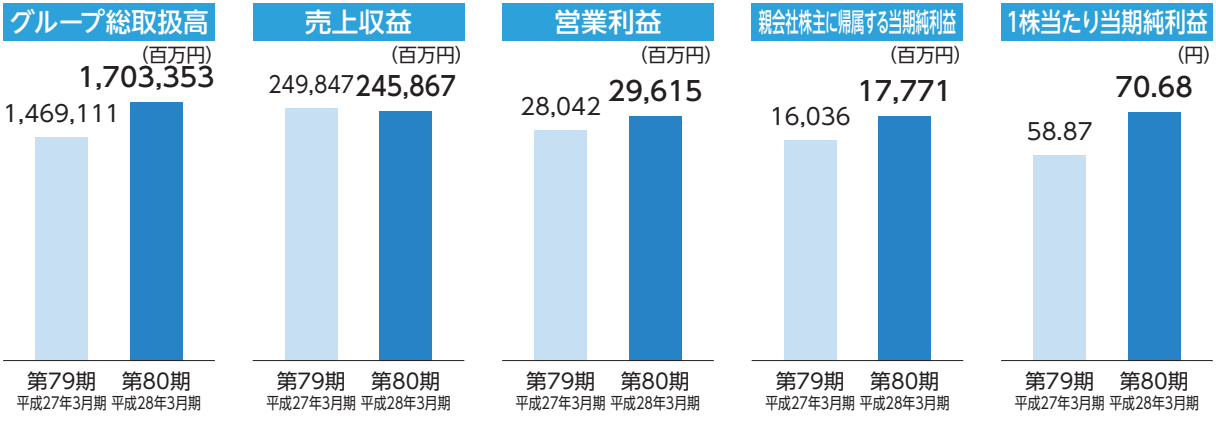
（1）事業の経過およびその成果

当期の経営環境は、政府の経済政策や日銀の金融政策などにより、企業収益や雇用情勢に改善が見られ景気は緩やかな回復基調が続いた一方で、年明け以降の世界経済の減速懸念もあり、個人消費の先行きについては不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは平成28年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画を推進し、企業価値向上に取組んでまいりました。

この結果、当期のグループ総取扱高は1兆7,033億53百万円（前期比15.9%増）と前期に比べ2,342億41百万円増加しました。売上収益は、小売・店舗事業においてビジネスモデルの転換をすすめるなかでの収益構造の変化などにより2,458億67百万円（同1.6%減）となりましたが、売上総利益は、カード事業におけるショッピングクレジットの順調な拡大が寄与し1,600億35百万円（同0.4%増）となり、営業利益は296億15百万円（同5.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、177億71百万円（同10.8%増）となりました。これによりROEは6.0%となり、中期経営計画でめざしてまいりましたROE目標を1年前倒しで達成することができました。また、当期に実施いたしました約350億円、2,072万株の自己株式取得にともなう株数の減少により、1株当たり当期純利益については、70.68円（同20.1%増）と利益を上回る伸びとなりました。

なお、当期より、グループの成長力を表す新たな指標として「グループ総取扱高」を導入しております。また、小売・店舗事業において、消化仕入取引に関する売上高を総額表示から利益相当額のみを売上に計上する純額表示へ変更し、これにともない「売上高」の表示を「売上収益」としております。これにあわせ、定期借家契約テナントの売上原価の計上方法を一部変更しております。



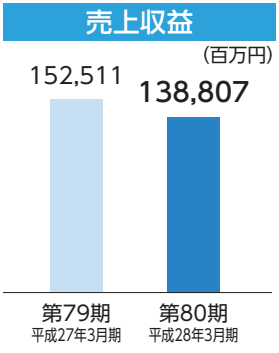
小売・店舗事業

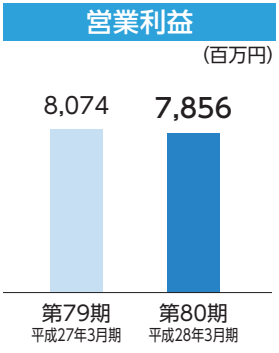
小売・店舗事業では、少子高齢化や消費者ニーズがモノからコト・サービスへ大きく変化するなかで、これまでの若者・衣料品を中心とした商売の見直しをすすめ、年代を越えた幅広いお客様の多様なライフスタイルニーズにお応えすることで、ご利用客数の拡大をめざしております。

店づくりでは、お客様からご要望の多い雑貨や飲食をはじめとしたライフスタイル全般に対応するカテゴリーの拡充に向け、仕入販売を中心としたビジネスモデルから丸井独自のSC型店舗への転換をすすめてまいりました。具体的な取組みとして、渋谷地区において約10年ぶりとなる大規模な改装をおこないました。昨年4月には「マルイジャム渋谷」を全館改装し、男女・年代・国籍を問わず幅広い層のお客様にお楽しみいただける品揃えの「渋谷マルイ」としてリニューアルオープンいたしました。続いて11月には「マルイシティ渋谷」が、当社グループの株式会社エイムクリエイツが運営する「渋谷モディ」としてオープンいたしました。従来の衣料品中心の品揃えを大きく転換し、ショッピングだけではない「学び」や「体験」をキーワードに、カルチャー・音楽・飲食・旅行・娯楽施設などを編集したライフスタイル提案型の商業施設として、また、これからの渋谷にふさわしい公園通りのランドマークとして生まれ変わりました。「渋谷マルイ」、「渋谷モディ」ともに開店以来、幅広い層のお客様からのご支持をいただき好調に推移しております。さらに各店舗においては、売場区画ごとにSC化に向けた改装をすすめるとともに、自主売場の効率化や新しいSC型のマルイに適した店舗オペレーションの構築など、コスト構造の見直しに取組んでまいりました。

また、Web通販では、多くのお客様にご支持いただいておりますPB商品「ラクチンきれいパンプス」を核にシューズ・バッグの品揃えの強化とプロモーションの展開により、雑貨の売上高が衣料品を上回るまでに拡大いたしました。

以上の結果、既存店のお買上客数は、改装による売場閉鎖の影響があるなかでも前年並みとなりましたが、構造的なアパレルの不振などにより、取扱高は3,125億11百万円（前期比3.2%減）、売上収益は1,388億7百万円（同9.0%減）、営業利益は78億56百万円（同2.7%減）となりました。





カード事業

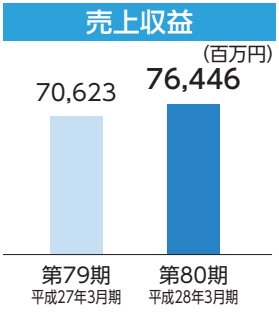
カード事業では、小売とカードが一体となった独自のビジネスモデルをさらに進化させ、カード会員の拡大とお得意様づくりによるご利用額の拡大、利用率の向上をすすめ、事業基盤の強化に取組んでまいりました。

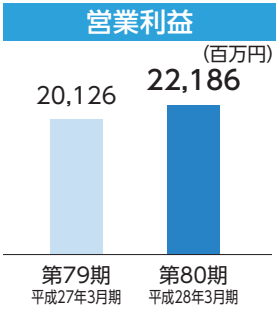
カード会員の拡大では、丸井店舗での募集に加えネット入会を強化したほか、企業や商業施設との提携カードやファンクラブカードなど、エポスカード独自の提携カードにより様々なチャネルの開拓を着実にすすめております。特に、当社グループの強みである小売とカードのノウハウを併せ持つ人材が活躍できる商業施設との提携を拡大しており、当期は「アミュプラザおおいた」(大分県)、「モレラ岐阜」(岐阜県)等において、提携カードの店頭即時発行を開始いたしました。また、株式会社橘百貨店様とは「ボンベルタ橘」(宮崎県)と近隣の商店街が一体となって、お客様にお買物の利便性や優待サービスを提供し、街全体のにぎわいや魅力の向上をめざすタウンカード「橘エポスカード」の発行をスタートいたしました。また、ファンクラブカードにおいては、株式会社カプコン様、株式会社コーエーテクモゲームス様との提携をスタートし、人気ゲームのキャラクターなどがデザインされたカードが若いお客様からご支持をいただいております。

このような取組みにより、グループ施設外での入会が前年の1.3倍と新規会員の2割を超えるまでに拡大し、カード会員数は前期比3.7%増の613万人となりました。特に、今年4月の「博多マルイ」開店を控え、取組みを強化してまいりました九州地区におけるカード会員数は、前年から4万人増の13万人となりました。

お得意様づくりでは、メインカードとしてご利用いただくために、会員サービスのさらなる充実に努めてまいりました。昨年5月と11月にはエポスカードを核とした業界初の期間限定の特別優待キャンペーン「エポスカードウィークス」を開催いたしました。全国約5,500の施設やサービスのご利用で通常よりさらにお得な優待をご提供し、お客様満足度の向上とともに参加取引先様への送客の増加を実現いたしました。

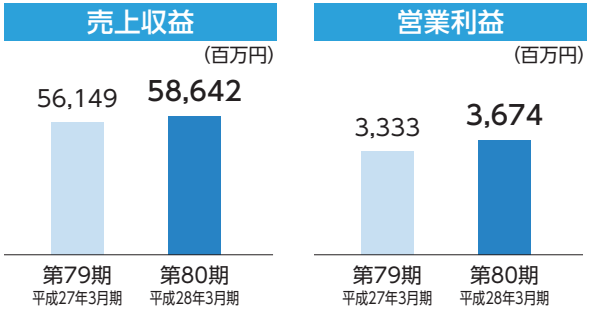
以上の結果、ショッピングクレジットのご利用が増加し、家賃保証や銀行ローン保証などの関連ビジネスについても順調に拡大したことから、取扱高は1兆4,652億27百万円(前期比18.7%増)、売上収益は764億46百万円(同8.2%増)、営業利益は221億86百万円(同10.2%増)となりました。





小売関連サービス事業

小売関連サービス事業では、商業施設の開発・運営など丸井グループで培ったノウハウと専門性を活かし、取引先様との継続的な取引を強化してまいりました。この結果、外部顧客への売上収益は372億79百万円（前期比10.2%増）と拡大し、売上収益は586億42百万円（同4.4%増）、営業利益は36億74百万円（同10.2%増）となりました。



セグメント情報

(百万円)

区　分	小売・店舗事業	カード事業	小売関連サービス事業	計	調整額	連結
売上収益						
外部顧客への売上収益	134,263	74,323	37,279	245,867	—	245,867
セグメント間の内部売上収益または振替高	4,543	2,123	21,362	28,029	△28,029	—
計	138,807	76,446	58,642	273,896	△28,029	245,867
(前期比　%)	(91.0)	(108.2)	(104.4)	(98.1)	(—)	(98.4)
セグメント利益	7,856	22,186	3,674	33,717	△4,101	29,615
(前期比　%)	(97.3)	(110.2)	(110.2)	(106.9)	(—)	(105.6)
営業利益率　%	5.7	29.0	6.3	—	—	12.0

グループ総取扱高の内訳

区　分	総取扱高	構成比	前期比
	百万円	%	%
商品売上高	89,290	5.3	87.4
消化仕入売上高	181,968	10.7	93.6
定期借家テナント売上高等	41,252	2.4	156.8
小売・店舗事業	312,511	18.4	96.8
ショッピングクレジット	1,165,670	68.4	119.4
カードキャッシング	142,686	8.4	103.9
その他	156,870	9.2	130.2
カード事業	1,465,227	86.0	118.7
小売関連サービス事業	37,279	2.2	110.2
消去	△111,664	△6.6	―
合計	1,703,353	100.0	115.9

(注)　小売関連サービス事業は、店舗内装、広告宣伝、ファッション物流受託、情報システムサービス、建物等の保守管理、不動産賃貸等による収入であります。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、既存店の売場改装や情報端末の更新など総額128億円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については、財務の安定性確保を最優先に、調達期間の長期化や返済・償還時期の分散化、調達手法の多様化などに取組んでおります。

当期においては、借入金の返済に対応し、金融機関からの借入により980億円、社債の発行により250億円を調達いたしました。また、債権流動化による資金調達は20億円増額いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期におきましては、世界経済の先行きの不透明感が続く一方で、個人の価値観や購買行動はますます多様化することが想定され、今後も変化への迅速な対応が求められる経営環境が続くと予想しております。

このような状況のなか当社グループでは、これまでの中期経営計画でめざしてまいりましたROE目標6%以上を1年前倒しで達成したことから、新たに平成32年度を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。グループの経営資源を有効活用し、最終年度のROE10%以上、ROIC（投下資本利益率）4%以上、EPS（1株当たり当期純利益）130円以上を目標に、さらなる企業価値向上に取組んでまいります。

また、当社グループでは、従来、提供する商品、サービス等により「小売・店舗事業」「カード事業」「小売関連サービス事業」の3事業を報告セグメントとしてまいりましたが、平成28年度より、店舗・オムニチャネル・プラットフォームを中心とした「小売事業」と、金融・サービス・ITを中心とした「フィンテック事業」の2事業に再編成いたします。

小売事業では、SC型の新しい「マルイ」と「モディ」の2つのストアブランドの展開により、従来の仕入販売を中心としたビジネスモデルからの転換をさらに推進し、多様化するお客様のライフスタイルニーズにお応えしてまいります。

具体的な取組みとして、4月には、お客様・お取引先様との共創活動により創り上げた「博多マルイ」をオープンいたしました。コミュニティサイトやお客様企画会議に延べ1万人を超えるお客様にご参加いただき、店づくりのポイントやフロア構成、品揃えに対し、お客様と一緒に多くのアイディアや想いを積み重ねてまいりました。「自分にピッタリがみつかるお店」をコンセプトに、お客様のニーズが多い飲食とサービスのテナントを充実させ、従来の百貨店型でもなくSCでもない、男女年代を越え気軽に立ち寄れる新しいタイプの店づくりにより開店以来好調に推移しております。

既存店舗につきましても、定期借家契約によるSC型の店づくりを加速させてまいります。2館体制で運営しております静岡店、柏店の2店舗については、「マルイ」と「モディ」へのリニューアルに着手いたしました。食品テナント、雑貨、サービステナントなどのカテゴリーの充実をはかり、地元のお客様のご要望にお応えしてまいります。

また、好評をいただいておりますレディスシューズのPB商品につきましては、当社独自のオムニチャネルを活かし、カード・Webと連携した体験イベント型ストアを全国の商業施設で展開してまいります。お客様の利便性や試着のご要望などに対応するオムニチャネル戦略に本格的に取組んでまいります。

次に、フィンテック事業では、エポスカードのお申込みや発行、安心してご利用いただくためのセキュリティなどあらゆる場面でITとカードの融合を進化させてまいりましたが、今後はさらなる技術革新により利便性向上や金融の新たなサービスをご提供することで、会員数の拡大とご利用率・ご利用額の向上をはかり、事業

基盤の強化をすすめてまいります。

会員数の拡大では、丸井店舗での入会促進とともに、カード発行拠点の全国展開に向け、新規の提携先企業・施設の開拓を引き続き強化してまいります。特に、当社グループの強みである小売とカードのノウハウを併せ持つ人材が活躍できる商業施設との提携を拡大してまいります。4月には北海道最大級のアウトレットモール「千歳アウトレットモール・レラ」との新しい提携カード「Reraエポスカード」の発行をスタートし、北海道エリアに初進出いたしました。あわせて、テレビCMによるプロモーションによりお客様の認知度を高め、Webサイトからの入会を拡大し全国での新規会員を拡大してまいります。また、会員サービスのさらなる充実に向け、会員優待キャンペーン「エポスカードウィークス」の取組みを進化させてまいります。さらに、当社グループの持つクレジットの与信ノウハウを活かし、家賃保証事業などのサービス事業を拡大し、ROICの向上に努めてまいります。

最後に、当社グループでは、平成32年度を最終年度とする中期経営計画にもとづき、事業で創出されるキャッシュ・フローを有効活用し、成長投資と株主還元を強化してまいります。配当につきましては、幅広い株主の皆様、中長期に株式保有してくださる皆様のご期待にお応えするため配当方針を見直し、従来目安としておりました連結配当性向30%以上を40%以上に引き上げ、継続的な配当水準の向上に努めてまいります。また、自己株式の取得につきましては、キャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案し、資本効率と株主利益の向上に向けて適切な時期に実施してまいります。なお、取得した自己株式につきましては、原則として消却する予定です。

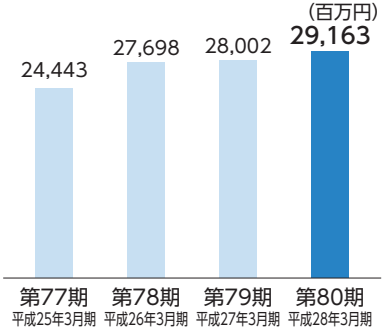
以上のように、中期経営計画を踏まえたグループ戦略を展開し、より一層の企業価値の向上につとめてまいる所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

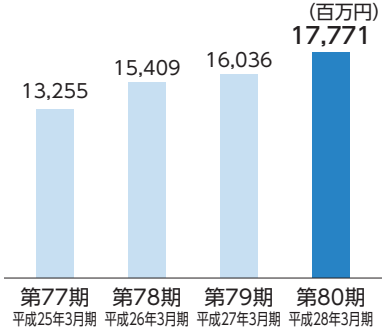
区　分		第77期 (平成25年3月期)	第78期 (平成26年3月期)	第79期 (平成27年3月期)	第80期 (平成28年3月期)
グループ総取扱高※	(百万円)	—	—	1,469,111	1,703,353
売上高	(百万円)	407,366	416,460	404,947	—
売上収益※	(百万円)	—	—	249,847	245,867
経常利益	(百万円)	24,443	27,698	28,002	29,163
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	13,255	15,409	16,036	17,771
1株当たり当期純利益	(円)	48.43	56.29	58.87	70.68
ROE	(%)	4.5	5.0	5.2	6.0
総資産	(百万円)	624,173	664,019	675,627	730,126
純資産	(百万円)	304,051	315,889	307,255	282,101

※当期より、グループの成長力を表す新たな指標として「グループ総取扱高」を導入しております。また、会計方針の変更をおこなうとともに「売上高」の表示を「売上収益」へ変更しております。この変更にともない、第79期については当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

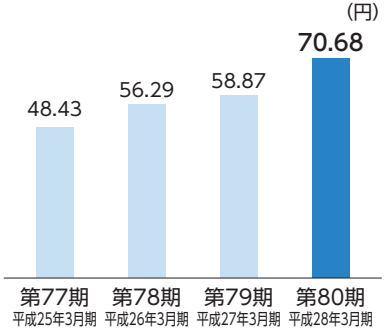
経常利益



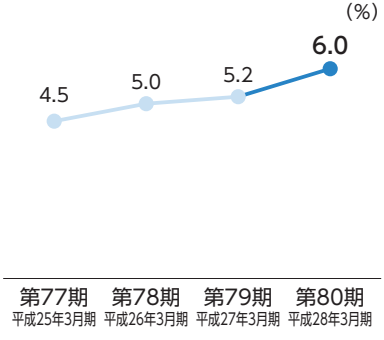
親会社株主に帰属する当期純利益



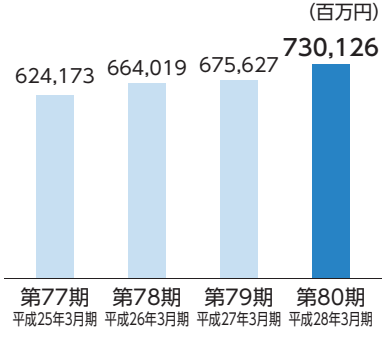
1株当たり当期純利益



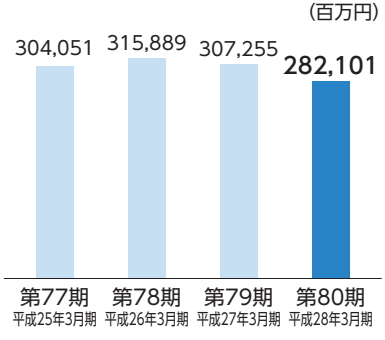
ROE



総資産



純資産



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名　称	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社　丸井	100	100.0	マルイ店舗の運営、自主・PBの運営・開発、通販事業、外部専門店事業
株式会社　エポスカード	100	100.0	クレジットカード業務、クレジット・ローン業務
株式会社　エムアールアイ債権回収	500	100.0 (100.0)	債権管理回収業務、信用調査業務
株式会社　エイムクリエイツ	100	100.0	商業施設の業態提案・設計・内装施工・運営管理、モディ店舗の運営、広告企画制作
株式会社　ムービング	100	100.0	貨物自動車運送業、貨物運送取扱業
株式会社　エムアンドシーシステム	234	95.0	ソフトウェア開発、コンピュータ運営
株式会社　マルイファシリティーズ	100	100.0	ビルメンテナンス業、警備サービス業
株式会社　マルイホームサービス	100	100.0	不動産賃貸事業

(注) 出資比率欄の（　）内の数値は、間接所有による出資比率を内数として表示しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
		百万円	百万円
株式会社　丸井	東京都中野区中野 4丁目3番2号	222,529	645,562
株式会社　エポスカード		149,850	

(7) 主要な事業内容

衣料品、装飾雑貨等の仕入販売と商業施設の賃貸・運営管理等の小売・店舗事業およびカード事業、小売関連サービス事業をおこなっております。

(8) 主要な事業所

① 本　　社

会社名	所在地
株式会社　丸井グループ	東京都中野区
株式会社　丸井	
株式会社　エポスカード	
株式会社　エムアールアイ債権回収	
株式会社　エイムクリエイツ	
株式会社　エムアンドシーシステム	
株式会社　マルイファシリティーズ	
株式会社　マルイホームサービス	
株式会社　ムービング	埼玉県戸田市

② 店　　舗

都府県別	店舗名
東 京 都	新宿店、池袋マルイ、渋谷マルイ・モディ、錦糸町店、上野マルイ、北千住マルイ、有楽町マルイ、中野マルイ、吉祥寺店、町田マルイ・モディ、国分寺マルイ
神奈川県	マルイシティ横浜、川崎店、マルイファミリー溝口、マルイファミリー海老名、戸塚モディ
埼 玉 県	大宮店、草加マルイ、マルイファミリー志木、川越モディ
千 葉 県	柏店
茨 城 県	水戸店
静 岡 県	静岡店
大 阪 府	なんばマルイ
兵 庫 県	神戸マルイ
京 都 府	京都マルイ

丸井グループ店舗

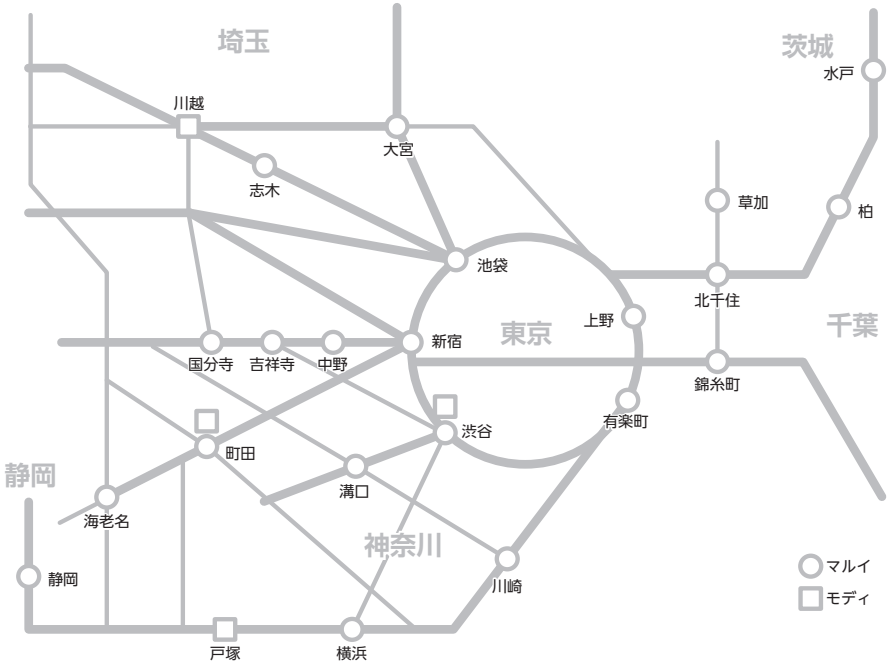
■ 関西エリア



■ 九州エリア



※平成28年4月21日博多マルイ開店



(9) 従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比増減
	名	名
小売・店舗事業	3,566	401（減）
カード事業	1,016	208（増）
小売関連サービス事業	1,110	150（増）
全社（共通）	207	24（増）
合　計	5,899	19（減）

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含めておりません。なお、臨時従業員の期中平均雇用者数（月間所定労働時間を基準に算出）は1,947名であります。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社　三菱東京UFJ銀行	65,900
シンジケートローン	65,000
株式会社　三井住友銀行	37,000
三菱UFJ信託銀行　株式会社	22,100
株式会社　みずほ銀行	21,300
株式会社　日本政策投資銀行	5,000

(注)　シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものであります。

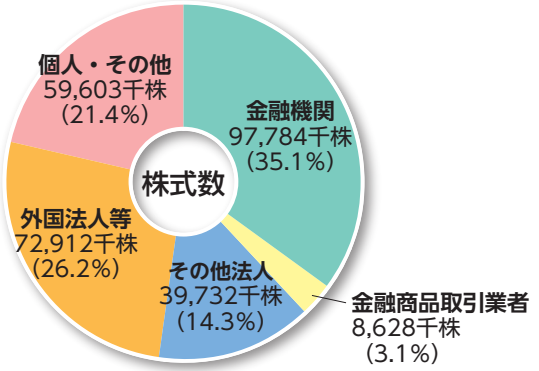
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,400,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 278,660,417 株

(自己株式36,270,334株を含む。)

(3) 株主数 21,770 名



※「個人・その他」には自己株式36,270千株が含まれております。

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,505	11.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,496	9.3
青井不動産株式会社	6,019	2.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,808	2.4
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	5,133	2.1
東宝株式会社	3,779	1.6
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3,654	1.5
公益財団法人青井奨学会	3,234	1.3
株式会社烏山	3,104	1.3
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	3,048	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式36,270千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得（東京証券取引所における市場買付）

・平成27年5月14日の当社取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数	普通株式 12,112,000株
取得価格の総額	19,999,952,600円
取得した日	平成27年5月15日より平成27年8月20日まで

・平成27年11月6日の当社取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数	普通株式 8,611,600株
取得価格の総額	14,999,906,500円
取得した日	平成27年11月9日より平成28年3月18日まで

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社取締役が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名　称 (発行日)	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有人数 (うち社外取締役)	払込金額	行使価額
2015年新株予約権 (平成27年7月10日)	平成28年4月1日～ 平成38年3月31日	139個	普通株式 13,900株	4名 (0名)	1株当たり 1,589円	1株当たり 1円

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員の地位にあることを要する。任期満了による退任その他正当な理由にもとづき当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その喪失した日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
2. 上記1.にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会が決議した場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（2）当事業年度中に当社執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名　称 (交付日)	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付人数	払込金額	行使価額
2015年新株予約権 (平成27年7月10日)	平成28年4月1日～ 平成38年3月31日	181個	普通株式 18,100株	12名	1株当たり 1,589円	1株当たり 1円

(注) 新株予約権の行使の条件については、（1）と同様

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
青　井　　浩	代表取締役社長 代表執行役員	
堀　内　光一郎	取締役	富士急行株式会社代表取締役社長 株式会社山梨中央銀行社外監査役
岡　島　悦　子	取締役	株式会社プロノバ代表取締役社長 アステラス製薬株式会社社外取締役 株式会社リンクアンドモチベーション社外取締役
佐　藤　元　彦	取締役 専務執行役員	CFO、経営企画・財務担当、 カード事業・情報システム責任者
中　村　正　雄	取締役 常務執行役員	小売･店舗事業責任者 株式会社丸井代表取締役社長
石　井　友　夫	取締役 常務執行役員	健康経営推進最高責任者、人事部長、 総務・健康推進担当
藤　塚　英　明	常勤監査役	
角　南　哲　二	常勤監査役	
大　江　　忠	監査役	弁護士 キヤノン株式会社社外監査役 ジェコー株式会社社外取締役 日産化学工業株式会社社外取締役
高　木　武　彦	監査役	税理士 株式会社東天紅社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役

(注) 1. 取締役のうち、堀内光一郎、岡島悦子の両氏は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役のうち、大江忠、高木武彦の両氏は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役堀内光一郎、監査役大江忠、高木武彦の各氏の上記兼職先と当社の間に特別の関係はありません。
4. 取締役岡島悦子氏の戸籍上の氏名は巳野悦子であります。
5. 取締役岡島悦子氏は、株式会社プロノバの代表取締役社長であり、当社は、ダイバーシティ（多様性）に関する造詣が深い同社に女性の活用推進に向けた研修のサポートをしていただいております。この研修のサポートは計8回で、支払額は4百万円であります。なお、平成28年3月30日付で、株式会社リンクアンドモチベーションの社外取締役に就任いたしました。また、アステラス製薬株式会社、株式会社リンクアンドモチベーションの両社と当社の間に特別の関係はありません。
6. 監査役大江忠氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通しております。なお、平成27年6月25日付で、日産化学工業株式会社の社外取締役に就任いたしました。
7. 監査役高木武彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 平成28年4月1日付で、次のとおり取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更がありました。

氏　名	旧	新
佐　藤　元　彦	取締役専務執行役員 CFO、経営企画・財務担当、 カード事業・情報システム責任者	取締役専務執行役員 CFO、経営企画・IR・財務担当
中　村　正　雄	取締役常務執行役員 小売・店舗事業責任者 株式会社丸井代表取締役社長	取締役常務執行役員 小売・店舗事業責任者※ 株式会社エイムクリエイツ代表取締役社長
石　井　友　夫	取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、人事部長、 総務・健康推進担当	取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、 総務・人事・健康推進担当

※取締役中村正雄氏は、平成28年５月12日付で、小売・店舗事業責任者から小売事業責任者へ担当が変更になっております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給対象人員	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	7	209
（うち社外取締役）	(2)	(21)
監査役	5	50
（うち社外監査役）	(2)	(15)
合　計	12	260

（注）1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、年額300百万円（使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除く。）であります。また、当該報酬限度額とは別枠で取締役（社外取締役を除く。）に付与する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬限度額は、年額100百万円であります。（株主総会決議の日　平成24年6月27日）
2. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、月額6百万円であります。（株主総会決議の日　昭和62年4月28日）
3. 上記の取締役の報酬等の総額のうち、株式報酬型ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く。）4名に付与した新株予約権は22百万円であります。
4. 上記の報酬等の総額の他、取締役3名が子会社から報酬15百万円の支給を受けております。

（3）取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

・取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬委員会が決定します。
・報酬委員会は、取締役の報酬制度に関する審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として設置します。
・取締役の報酬は、経営の意思決定および監督機能を十分に発揮するための対価としてふさわしい水準を設定します。
・取締役の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成します。報酬の一定割合を業績と連動させることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。ただし、社外取締役については、その役割と独立性の観点から定額報酬のみとします。

・監査役の報酬は、定額報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	社外役員の主な活動状況
取締役	堀　内　光一郎	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から質問・助言するとともに、必要に応じて適宜、適切な意見を述べております。
	岡　島　悦　子	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から質問・助言するとともに、必要に応じて適宜、適切な意見を述べております。
監査役	大　江　　忠	当期開催の取締役会10回および監査役会16回全てに出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、適宜、適切な意見を述べております。さらに、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社を取巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見を交換し、相互認識と信頼を深めております。
	高　木　武　彦	当期開催の取締役会10回および監査役会16回全てに出席し、主に税理士としての専門知識を活かし、適宜、適切な意見を述べております。さらに、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社を取巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見を交換し、相互認識と信頼を深めております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等
94百万円

②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
140百万円

(注) 当社は、会計監査人との契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①および②の金額には、これらの合計額を記載しております。

③会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査の遂行状況を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の監査時間や報酬単価等の算出根拠を確認した結果、監査品質の維持向上のために当該報酬は相当であると判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社および当社子会社は会計監査人に、社債発行に係るコンフォートレター作成業務などを委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

○体制

当社グループは、グループ経営という視点で内部統制システムの整備をすすめ、健全で透明性が高い、効率的な経営を推進する。

①取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 取締役は役員規程およびグループ行動規範に従い、適法かつ適正に職務を遂行する。
- 取締役会は原則として年10回開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
- 監査役は監査役会規則にもとづき、独立した立場から取締役および執行役員の職務執行を監査する。

・独立性の高い複数の社外取締役および社外監査役を選任し、経営の客観性・透明性の一層の向上をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理
・文書管理規程を整備し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要な文書の管理をおこなう。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・経営上の高リスク分野を管理するため設置した6委員会（広報IR委員会、内部統制委員会、環境・社会貢献推進委員会、個人情報保護推進委員会、安全管理委員会およびインサイダー取引防止委員会）により、スピーディな業務の改善と事故の未然防止をはかるとともに、各委員会の統括機能として代表取締役を議長とするコンプライアンス推進会議を設置し、当社グループのリスク管理をおこなう。
・内部統制の推進を総務部と監査部が連携しておこない、グループ各社の業務内容、想定されるリスクとその対応策の文書化・モニタリングなどを通じて、経営上のリスクの最小化を推進する。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
・当社グループ決裁規程により、当社グループの取締役および執行役員としての職務権限を明確にするとともに、効率的かつ迅速な職務執行をおこなう。

⑤財務報告の適正性を確保するための体制
・適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切な整備と運用をおこなう。
・財務報告の重要な事項に不適正な記載が発生するリスクへの評価およびリスク低減に向けた体制づくりをすすめる。
・財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用状況の確認をおこなう。

⑥子会社の取締役および当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・グループ行動規範の周知徹底をはかり、当社グループとして高い倫理観にもとづく健全な企業活動を推進する。
・当社グループ全体で法令およびグループ内規程の順守を徹底するため、各種マニュアルの整備をおこない、教育を推進する。
・社外の弁護士にも直接通報できるマルイグループホットライン（内部通報制度）を設け、問題発生の未然防止と早期発見をはかる。
・内部監査をおこない職務執行の内部統制状況を把握することにより、法令・社内規程の順守をはかる。

⑦その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・内部統制システムとしてグループ各社で文書化した内容の継続的な見直しをおこなう。
・コンプライアンス推進会議および6委員会を通して、グループ各社の最新の統制状況を確認し適切な体制確保につとめる。
・当社グループ決裁規程により、子会社における重要な決議事項の当社への報告体制を定める。
・グループ各社の監査役と内部監査部門の連携を深め、適正な取引、会計処理をおこなうための監査体制づくりをすすめる。

・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じることなく、関係遮断をおこなうとともに、警察・弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制整備をすすめる。

⑧監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の要請にもとづき、その職務を執行するために必要な知識・能力を有した監査役スタッフを配置する。

・監査役は、監査役スタッフに監査業務の補助をおこなうよう指示ができるものとし、その指示については取締役からの指揮を受けない。

⑨当社グループの取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・内部監査体制の充実をはかり、監査役へのサポート機能を強化する。

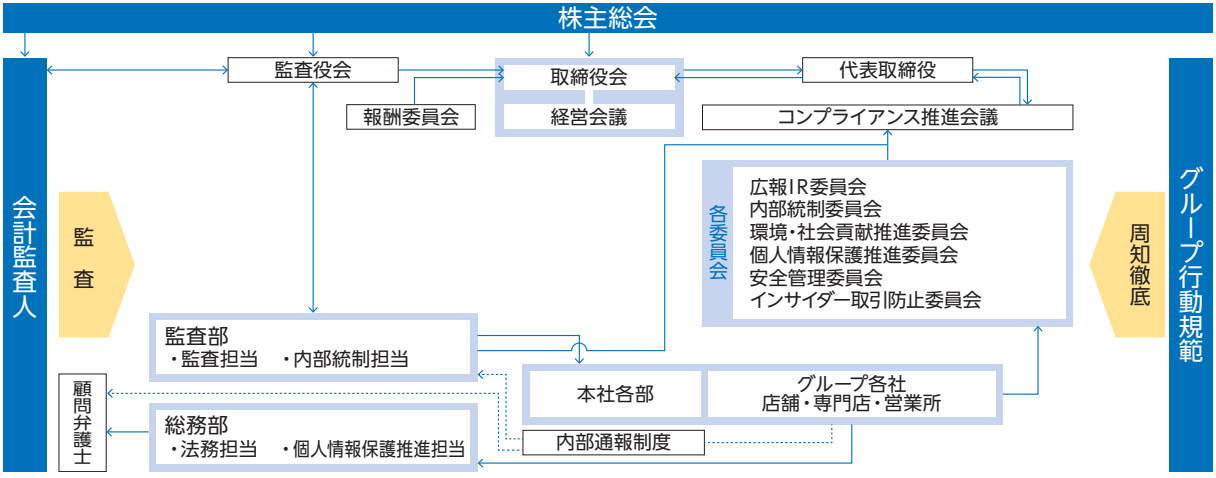
・グループ各社の取締役および従業員等は、不正行為、当社グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事実、法令・定款に反する行為などを知ったときは、直ちに監査役に報告する。

・監査役への報告を理由とした不利益な取扱いが生じていないことの確認をおこなう。

⑩監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行について費用等の

●ガバナンスの体制図



請求をしたときは、当該費用が必要でないと認められる場合を除きその費用を負担する。

⑪その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

・取締役会は監査役の職務がスムーズに遂行できるよう、その要請に対して真摯に協力する。
・代表取締役と監査役との定例会議を開催し、職務執行状況の相互確認をおこなう。
・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会の他に必要に応じて経営上の重要会議に出席できる。
・監査役は、必要に応じて取締役および従業員から報告・情報の提供を受け、資料や記録の閲覧をおこなうことができる。
・主要な子会社の監査役を当社監査役が兼務することにより、情報共有と職務執行状況の確認を的確におこなう。

○運用状況

①内部統制システム全般

・当社グループの内部統制システム全般の運用状況を、グループ各社の監査役と内部監査部門が連携した内部監査により把握し、改善を進めております。
・グループ各社の業務内容、想定されるリスクと対応策を文書化し、その実施状況を自己評価と内部監査によりモニタリングすることで、実効性の高い内部統制を推進しております。
・金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制については、取締役会より委嘱を受けた内部統制委員会が整備・運用・評価をおこなっております。

②コンプライアンス体制

・グループ行動規範の周知徹底をはかり、高い倫理観にもとづく健全な企業活動を推進しております。
・法令およびグループ内規程の順守を徹底するため、各種マニュアル・運用の整備および教育をおこなっております。なお、当事業年度においては、「個人情報」「ハラスメント」を重点テーマとして研修を実施いたしました。
・法令違反、不正行為の抑制と是正をはかることを目的に、社外の弁護士にも直接通報できる内部通報制度マルイグループホットラインを設置し、適切な運用がなされていることを確認しております。

③リスク管理体制

・経営上の高リスク分野を管理するために設置した、広報・IR委員会、内部統制委員会、環境・社会貢献推進委員会、個人情報保護推進委員会、安全管理委員会、インサイダー取引防止委員会の6委員会を通して、効率的な統制を推進しております。なお、当事業年度においては、「河川氾濫による災害」への対策を強化いたしました。
・委員会の活動を統括するコンプライアンス推進会議を開催し、グループ各社におけるリスク統制状況を把握しております。なお、当事業年度において、コンプライアンス推進会議は2回開催されております。

④取締役の職務執行

・グループ行動規範や役員規程等の社内規程に則り適法かつ適正に職務を執行することを徹底しております。
・社外役員独立性基準を充足し社外での豊富な経験や専門性を有する2名の社外取締役

を選任し、取締役会の監督機能強化と経営の透明性向上をはかっております。
・取締役会は、グループ決裁規程にもとづき適切な審議をおこなうとともに、グループ戦略等個別テーマを設定し充実した議論をおこなっております。なお、当事業年度において、取締役会は10回開催されております。
・取締役会が選任した執行役員で構成する経営会議を設置し、当社グループ決裁規程に定められた範囲内で業務執行に関する重要な意思決定をおこなうことで、経営判断の迅速化をはかっております。なお、当事業年度において経営会議は26回開催されております。

⑤監査役の職務執行
・代表取締役との定例会議を開催するなど随時情報交換をおこない、職務執行状況を確認しております。なお、当事業年度において定例会議は4回開催されております。
・取締役会、経営会議等へ出席し、意思決定のプロセスや業務執行状況を把握しております。
・社外取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報・意見交換を実施しております。
・子会社9社の監査役を兼務し取締役会に出席するとともに、グループ監査役連絡会を毎月開催することなどにより、子会社の職務執行状況を確認しております。
・2名の監査役スタッフを監査役会事務局として配置するなど、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、全力で取組んでおりますが、わが国の資本市場においては、ある程度の法的な整備がおこなわれたとはいえ、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得する行為がおこなわれることも十分あり得ると判断しております。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実

上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さない取得行為がおこなわれる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと判断いたします。

②基本方針の実現に資する取組みの内容

(a)当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための取組み

当社グループは、「お客様のお役に立つために進化し続ける」「人の成長＝企業の成長」という企業理念にもとづき、小売・店舗、カード、小売関連サービスの3事業を通して「若々しいマインドを持つすべての人のライフスタイルを応援する」企業グループです。また、事業を通じて、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様の「お役に立てる」ことに最大の価値を置き、より一層信頼される企業グループをめざしてまいります。

具体的な取組みにつきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(1)事業の経過およびその成果」(3頁から7頁)、および「(4)対処すべき課題」(8頁から9頁)に記載のとおりでございます。

(b)社会的責任への取組み

当社は、株主の皆様、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様、そして従業員からも信頼される企業グループであり続けることをめざしております。そのため、常にお客様の視点に立った商品・サービスを提供することはもとより、安全で安心な営業体制の確立や個人情報保護など法令・ルールの遵守、環境保全をはじめとしたさまざまな社会貢献活動の実施など、積極的に社会的責任を果たすべく取組みを推進してまいりました。今後も、ますます高度化される社会的責任への要求にお応えすることを通じて、さらに企業価値の向上をはかってまいります。

(c)コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社では、健全で公正な経営を第一に、長期安定的に企業価値および株主共同の利益を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、監査機能の強化と透明度の高い経営を推進するとともに、経営の透明性・公正性をより一層高めるため、取締役の任期短縮、社外取締役の複数選任などをおこなってまいりましたが、今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実につとめてまいります。

③不適切な者によって支配されることを防止する取組み

当社は、前記②に記載した取組みを基本として、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいる所存でございますが、企業価値および株主共同の利益に資さない株式の大量取得行為がおこなわれる可能性を否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、そのような行為を抑止するため、平成26年5月13日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を従前のものから実質的な変更をおこなうことなく、更新すること(更新後のプランを、以下「本プラン」といいます。)を決議し、平成26年6月26日開催

の第78回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

これは、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買収者と交渉・協議するために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または、(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社取締役会に対して事前に提出していただきます。その後、買付者等から提供された情報や当社取締役会からの意見およびその根拠資料や代替案が、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、直接または間接に買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等をおこないます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当すると認めた場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を尊重し、新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認します（ただし、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しない場合を除きます。）。

本プランの有効期間は、平成26年6月26日開催の第78回定時株主総会終結の時から平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランは、上記更新時において新株予約権の無償割当てをおこなうものではありませ

んので、更新自体によって株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響は生じておりません。他方、新株予約権の無償割当てがおこなわれた場合、株主の皆様が新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をおこなわなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることになります（本プランに定められたところに従い、当社が非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することとした場合を除きます。）。また、一旦新株予約権の無償割当ての実施が承認された場合であっても、本プランに定められたところに従い、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償にて取得することとした場合には、当社株式の1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、かかる希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった株主の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

その他、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成26年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/14_0513/14_0513_2.pdf）

④具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②および③に記載した取組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、合理的かつ客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会の判断を重視すること、独立委員会は第三者専門家の助言を得ることができること、当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じても、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと、当社株主総会または取締役会により、いつでも廃止することができることなどにより、公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**486,040**
現金及び預金	32,586
受取手形及び売掛金	7,459
割賦売掛金	279,763
営業貸付金	134,107
商品	12,759
繰延税金資産	5,569
その他	21,594
貸倒引当金	△7,800
固定資産	**244,085**
有形固定資産	**174,996**
建物及び構築物	66,542
土地	99,683
建設仮勘定	420
その他	8,350
無形固定資産	**6,502**
ソフトウェア	5,216
その他	1,285
投資その他の資産	**62,586**
投資有価証券	20,250
差入保証金	34,895
繰延税金資産	4,619
その他	2,820
資産合計	**730,126**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**158,477**
買掛金	24,318
短期借入金	48,324
1年内償還予定の社債	30,000
コマーシャル・ペーパー	10,000
未払法人税等	4,731
賞与引当金	3,756
ポイント引当金	6,586
商品券等引換損失引当金	159
その他	30,601
固定負債	**289,547**
社債	80,000
長期借入金	191,000
繰延税金負債	1,855
利息返還損失引当金	6,078
債務保証損失引当金	164
資産除去債務	881
その他	9,567
負債合計	**448,025**
純資産の部	
株主資本	**283,226**
資本金	**35,920**
資本剰余金	**91,307**
利益剰余金	**210,237**
自己株式	**△54,238**
その他の包括利益累計額	**△1,616**
その他有価証券評価差額金	**△1,616**
新株予約権	**53**
非支配株主持分	**437**
純資産合計	**282,101**
負債純資産合計	**730,126**

連結損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（百万円）

科目	金額	
売上収益		**245,867**
売上原価		85,832
売上総利益		160,035
販売費及び一般管理費		130,419
営業利益		**29,615**
営業外収益		
受取利息	86	
受取配当金	370	
償却債権回収益	1,190	
その他	268	1,915
営業外費用		
支払利息	1,797	
資金調達費用	296	
その他	273	2,367
経常利益		**29,163**
特別利益		
投資有価証券売却益	972	972
特別損失		
固定資産除却損	1,920	
利息返還損失引当金繰入額	1,201	
その他	107	3,230
税金等調整前当期純利益		**26,905**
法人税、住民税及び事業税	5,676	
法人税等調整額	3,434	9,110
当期純利益		**17,794**
非支配株主に帰属する当期純利益		23
親会社株主に帰属する当期純利益		**17,771**

連結株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	**35,920**	**91,307**	**197,875**	**△19,290**	**305,813**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,391		△5,391
親会社株主に帰属する当期純利益			17,771		17,771
自己株式の取得				△35,002	△35,002
自己株式の処分		△17		54	36
利益剰余金から資本剰余金振替		17	△17		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	**—**	**—**	**12,361**	**△34,947**	**△22,586**
平成28年3月31日残高	**35,920**	**91,307**	**210,237**	**△54,238**	**283,226**

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
平成27年4月1日残高	**982**	**982**	**39**	**420**	**307,255**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△5,391
親会社株主に帰属する当期純利益					17,771
自己株式の取得					△35,002
自己株式の処分					36
利益剰余金から資本剰余金振替					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,598	△2,598	13	16	△2,568
連結会計年度中の変動額合計	**△2,598**	**△2,598**	**13**	**16**	**△25,154**
平成28年3月31日残高	**△1,616**	**△1,616**	**53**	**437**	**282,101**

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**239,296**
現金及び預金	23,133
繰延税金資産	44
関係会社短期貸付金	213,276
その他	2,866
貸倒引当金	△24
固定資産	**406,266**
有形固定資産	**1,399**
建物	15
構築物	2
車両運搬具	0
器具備品	1,381
無形固定資産	**8**
投資その他の資産	**404,858**
投資有価証券	19,265
関係会社株式	377,746
関係会社出資金	132
繰延税金資産	7,363
その他	351
資産合計	**645,562**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**142,399**
短期借入金	48,200
1年内償還予定の社債	30,000
関係会社短期借入金	52,759
コマーシャル・ペーパー	10,000
未払金	249
未払費用	381
未払法人税等	6
預り金	208
賞与引当金	214
その他	379
固定負債	**271,067**
社債	80,000
長期借入金	191,000
その他	67
負債合計	**413,466**
純資産の部	
株主資本	**233,666**
資本金	**35,920**
資本剰余金	**91,307**
資本準備金	91,307
利益剰余金	**160,676**
利益準備金	8,980
その他利益剰余金	151,696
繰越利益剰余金	151,696
自己株式	**△54,238**
評価・換算差額等	**△1,623**
その他有価証券評価差額金	**△1,623**
新株予約権	**53**
純資産合計	**232,096**
負債純資産合計	**645,562**

損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（百万円）

科目	金額	
営業収益		**13,076**
営業費用		4,648
営業利益		**8,427**
営業外収益		
受取利息	1,556	
受取配当金	368	
その他	16	1,941
営業外費用		
支払利息	1,844	
資金調達費用	296	
その他	191	2,332
経常利益		**8,036**
特別利益		
投資有価証券売却益	972	972
特別損失		0
税引前当期純利益		**9,008**
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	600	604
当期純利益		**8,404**

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年4月1日残高	35,920	91,307	―	91,307	8,980	135,600	13,101	157,681
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△2,630	△2,630
剰余金の配当（中間配当）							△2,761	△2,761
当期純利益							8,404	8,404
別途積立金の取崩						△135,600	135,600	―
自己株式の取得								
自己株式の処分			△17	△17				
利益剰余金から資本剰余金への振替			17	17			△17	△17
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	△135,600	138,594	2,994
平成28年3月31日残高	35,920	91,307	―	91,307	8,980	―	151,696	160,676

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年4月1日残高	△19,290	265,619	996	996	39	266,655
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,630				△2,630
剰余金の配当（中間配当）		△2,761				△2,761
当期純利益		8,404				8,404
別途積立金の取崩		―				―
自己株式の取得	△35,002	△35,002				△35,002
自己株式の処分	54	36				36
利益剰余金から資本剰余金への振替		―				―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△2,620	△2,620	13	△2,606
事業年度中の変動額合計	△34,947	△31,953	△2,620	△2,620	13	△34,559
平成28年3月31日残高	△54,238	233,666	△1,623	△1,623	53	232,096

本連結計算書類および計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社　丸井グループ
　取締役会　御中

平成28年5月6日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　文倉辰永　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　富永淳浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸井グループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　会計方針の変更等に関する注記に記載されているとおり、当連結会計年度より、消化仕入取引について、売上高及び売上原価を総額表示する方法から、利益相当額のみを売上に純額表示する方法へ変更している。
　当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社　丸井グループ
　取締役会　御中

平成28年5月6日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　文倉辰永　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　富永淳浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸井グループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社　丸井グループ　監査役会

常勤監査役　藤塚英明 ㊞

常勤監査役　角南哲二 ㊞

社外監査役　大江　忠 ㊞

社外監査役　高木武彦 ㊞

以　上

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。具体的には、当期は、連結配当性向30%以上を目安とし、業績動向や財務状況等を考慮しながら、株主の皆様への還元をおこなうことといたしたいと存じます。
つきましては、当期の期末配当は、1株につき11円とさせていただきたいと存じます。
これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金11円を含め、前期に比べ3円増配の1株につき22円となり、4期連続の増配となります。

期末配当に関する事項
(1) 配当財産の種類
　　金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式1株につき金11円　総額2,666,290,913円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年6月30日

※なお、平成28年5月12日開催の取締役会において、新たに策定した中期経営計画にもとづき、連結配当性向を「40%以上」に引き上げる配当方針の変更を決議しております。
詳しくは、51頁から52頁をご覧ください。

第2号議案　取締役6名選任の件

現任取締役6名は本総会終結の時をもって全員が任期満了となります。
また、取締役佐藤元彦氏は本総会終結の時をもって退任されます。
つきましては、社外取締役2名を含めた取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

青井（あおい）　浩（ひろし）　再任

所有する当社の株式の数　1,611,700株



（昭和36年1月17日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年７月	当社入社
平成３年４月	当社取締役営業企画本部長
平成７年４月	当社常務取締役 営業本部副本部長 兼営業企画部長
平成13年１月	当社常務取締役営業本部長
平成16年６月	当社代表取締役副社長
平成17年４月	当社代表取締役社長
平成18年10月	当社代表取締役社長 代表執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

平成17年から代表取締役社長を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。経営者として豊富な経験・知見を有しており、代表執行役員としてグループの経営全般を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

堀内 光一郎（ほりうち こういちろう）

所有する当社の株式の数　0株

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

- 取締役在任年数　8年（本定時株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況　開催10回　出席10回



（昭和35年9月17日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年４月	株式会社日本長期信用銀行入行
昭和63年３月	富士急行株式会社入社、同社経営企画部長
昭和63年６月	同社取締役
平成元年２月	同社専務取締役
平成元年６月	同社代表取締役専務取締役
平成元年９月	同社代表取締役社長（現任）
平成20年６月	当社社外取締役（現任）
平成24年６月	株式会社山梨中央銀行社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

会社経営の経験と幅広い見識を有し、独立した客観的な立場から当社社外取締役として積極的に発言していただくなど、現在も適切に職務を遂行していただいており、引き続き経営の監督機能の強化等に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

岡島 悦子（おかじま えつこ）

所有する当社の株式の数　0株

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

- 取締役在任年数　2年（本定時株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況　開催10回　出席10回



（昭和41年5月16日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成元年４月	三菱商事株式会社入社
平成13年１月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
平成17年７月	株式会社グロービス・マネジメント・バンク代表取締役社長
平成19年６月	株式会社プロノバ代表取締役社長（現任）
平成26年６月	アステラス製薬株式会社社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任）
平成28年３月	株式会社リンクアンドモチベーション社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

会社経営の経験と幅広い見識を有し、またダイバーシティ（多様性）に関する造詣も深く、独立した客観的な立場から当社社外取締役として現在も適切に職務を遂行していただいており、引き続き経営の監督機能の強化等に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4**

中村 正雄（なかむら まさお）

再任

所有する当社の株式の数　17,600株



（昭和35年6月11日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年４月	当社入社
平成15年５月	当社営業本部店舗企画部長
平成19年４月	当社執行役員 グループ事業開発部長
平成20年６月	当社取締役執行役員 経営企画部長兼事業開発部長
平成23年４月	当社常務取締役常務執行役員、 株式会社丸井代表取締役社長
平成27年４月	当社取締役常務執行役員 小売・店舗事業責任者
平成28年４月	株式会社エイムクリエイツ 代表取締役社長（現任）
平成28年５月	当社取締役常務執行役員 小売事業責任者（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画や事業開発、店舗企画等の業務経験を有し、平成20年からは取締役として経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、常務執行役員として小売事業を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5**

石井 友夫（いしい ともお）

再任

所有する当社の株式の数　16,800株



（昭和35年7月16日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年４月	当社入社
平成17年10月	当社グループコンプライアンス部長
平成19年４月	当社執行役員グループ コンプライアンス部長
平成21年６月	当社取締役執行役員総務部長
平成25年４月	当社取締役執行役員人事部長
平成27年４月	当社取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、 人事部長、総務・健康推進担当
平成28年４月	当社取締役常務執行役員 健康経営推進最高責任者、 総務・人事・健康推進担当（現任）

取締役候補者とした理由

人事、総務、コンプライアンス部門等の業務経験を有し、平成21年からは取締役として経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、常務執行役員として人事、総務、健康推進を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

加藤 浩嗣（かとう ひろつぐ）

新任

所有する当社の株式の数　2,000株



（昭和38年7月30日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年 3 月　当社入社
平成25年 4 月　当社経営企画部長
平成27年 4 月　当社執行役員経営企画部長
平成27年10月　当社執行役員
経営企画部長兼IR部長（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、財務、IR等の業務経験を有し、執行役員経営企画部長兼IR部長として、新たなガバナンス体制の構築や経営戦略・財務戦略の策定をすすめるなど、適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。

（注）1. 堀内光一郎氏、岡島悦子氏の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 岡島悦子氏の戸籍上の氏名は巳野悦子であります。
3. 岡島悦子氏は、株式会社プロノバの代表取締役社長であり、当社は、ダイバーシティ（多様性）に関する造詣が深い同社に女性の活用推進に向けた研修のサポートをしていただいております。この研修のサポートは計8回、支払額は4百万円ですが、当社の「社外役員独立性基準」を満たしており、かつ、実質面においても独立性への影響はございません。なお、当社の「社外役員独立性基準」につきましては、下記「社外役員独立性基準」をご参照ください。
4. 当社は、堀内光一郎、岡島悦子の両氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。

社外役員独立性基準

株式会社丸井グループ（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、当社における社外役員（社外取締役および社外監査役をいい、その候補者を含む）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目をすべて満たす場合、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

1. 現に当社及び当社の関係会社（以下、あわせて「当社グループ」という）の業務執行者（注1）ではなく、かつ就任前10年以内に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社グループを主要な取引先としている者（注2）、またはその業務執行者でないこと。
3. 当社グループの主要な取引先（注3）、またはその業務執行者でないこと。
4. 当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者でないこと。
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者でないこと。
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社グループから多額の金銭その他の財産（注4）による寄付を受けている者でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
8. 当社の会計監査人でないこと。なお、会計監査人が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
9. 過去5年間において、上記2~8までに該当していた者でないこと。
10. 近親者（注5）が上記の2から8までのいずれか（6号及び8号を除き、重要な業務執行者（注6）に限る）に該当する者でないこと。
11. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者でないこと。

注1：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、会社以外の法人・団体の理事、その他これらに類する役職の者および会社を含む法人・団体の使用人等をいう。

注2：「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1. 当社グループに対して商品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属す

る連結グループに属する者をいう、以下　同様とする）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの連結売上高または総収入金額の2%を超える者。

2. 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの負債総額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注3：「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1. 当社グループが商品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1,000万円以上でかつ当社グループの連結売上高の2%を超える者。
2. 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの負債総額が1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
3. 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

注4：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。

注5：「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注6：「重要な業務執行者」とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

注7：「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

第3号議案　監査役2名選任の件

現任監査役4名のうち大江　忠、高木武彦の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1**

大江　忠（おおえ　ただし）

所有する当社の株式の数　68,400株

再任　社外監査役候補者　独立役員候補者

- 監査役在任年数　12年（本定時株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況　開催10回　出席10回
- 監査役会への出席状況　開催16回　出席16回



（昭和19年5月20日生）

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和44年４月	弁護士登録
平成元年４月	司法研修所民事弁護教官
平成６年３月	キヤノン株式会社社外監査役（現任）
平成16年６月	当社社外監査役（現任）
平成23年６月	ジェコー株式会社社外取締役（現任）
平成27年６月	日産化学工業株式会社社外取締役（現任）

社外監査役候補者とした理由

弁護士として長年培ってきた法的な専門知識と経験をもとに、当社社外監査役として現在も職務を適切に遂行していただいており、引き続き職務を全うしていただけると判断したため、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

高木 武彦（たかぎ たけひこ）

所有する当社の株式の数　2,400株

再任　社外監査役候補者　独立役員候補者

- 監査役在任年数　8年（本定時株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況　開催10回　出席10回
- 監査役会への出席状況　開催16回　出席16回



（昭和20年1月23日生）

略歴、地位および重要な兼職の状況

平成13年７月	金沢国税局長
平成14年７月	税務大学校長
平成15年７月	国税庁退官
平成15年８月	税理士登録
平成18年５月	株式会社東天紅社外監査役（現任）
平成20年６月	当社社外監査役（現任）
平成22年６月	川田テクノロジーズ株式会社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

税理士の資格を有し、会計分野に関する専門知識と経験をもとに、当社の社外監査役として現在も職務を適切に遂行していただいており、引き続き職務を全うしていただけると判断したため、社外監査役候補者といたしました。

（注）1．当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2．大江　忠、高木武彦の両氏は、社外監査役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3．当社は、大江　忠、高木武彦の両氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第4号議案　補欠監査役1名選任の件

平成27年6月25日開催の当社第79回定時株主総会において野崎　晃氏を補欠の監査役として選任いただいた決議の効力は、本総会開始の時までとなります。

つきましては、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

野崎（のざき）	晃（あきら）
所有する当社の株式の数	0株



（昭和32年11月20日生）

略歴および重要な兼職の状況

昭和63年 4 月　弁護士登録
平成27年 6 月　株式会社J-オイルミルズ
社外取締役（現任）
イチカワ株式会社
社外取締役（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として長年培ってきた法的な専門知識と経験を当社の監査に活かしていただけると判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。

（注）1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 野崎　晃氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 野崎　晃氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を監査役就任時に締結する予定であります。

第5号議案　取締役に対する報酬制度の改定の件

1．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

社外取締役を除く当社の取締役の報酬は、定額の基本報酬と、株価に連動する株式報酬型ストックオプションにより構成されておりますが、会社業績の向上および中長期的な企業価値向上をはかることを目的として、取締役の報酬制度を改定させていただきたいと存じます。

具体的には、定額の基本報酬のほかに、短期インセンティブとして、事業年度ごとの会社業績にもとづく業績連動型の賞与制度（以下「本業績連動賞与制度」という。）を導入し、中長期インセンティブとして、中長期的な会社業績にもとづく業績連動型の株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入することにより、会社業績と連動する報酬の割合を高めることとします。

本業績連動賞与制度および本株式報酬制度の報酬額は、平成24年6月27日開催の第76回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とはそれぞれ別枠で支給することとします。これにともない、平成24年6月27日開催の第76回定時株主総会においてご承認いただきましたストックオプションの報酬枠（年額100百万円以内）は、廃止することといたします。

また、社外取締役の報酬につきましては、従来どおり定額の基本報酬のみとしておりますが、この報酬枠につきましても、上記第76回定時株主総会において取締役の上記報酬限度額の内数としてご承認いただきました「年額35百万円以内」を、コーポレートガバナンスのより一層の強化に向けて、新たに設置した指名・報酬委員会の委員をはじめ社外取締役の役割が拡大していること、また、社外取締役の増員を検討していること等を勘案し、「年額50百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬限度額の年額300百万円に変更はございません。

本業績連動賞与制度および本株式報酬制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名、社外取締役の報酬枠変更の対象となる社外取締役の員数は、同議案が原案どおり承認可決されますと2名となります。

2．報酬制度の改定内容

(1)　業績連動賞与制度の導入

本業績連動賞与制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下本（1）において同じ。）を対象に、事業年度ごとの会社業績向上に対する目的意識を高めるため、年額100百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分賞与は含まない。）の限度額の範囲内で、事業年度ごとの業績目標（連結営業利益等）に対する達成度等により各取締役の職責にもとづき金額が変動して

算出される、業績連動賞与を支給するものです。本業績連動賞与制度に関する詳細の内容につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

(2) 業績連動型株式報酬制度の導入

本株式報酬制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、また国内非居住者を除く。以下本（2）において同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、導入するものです。

① 本株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）をおこなう株式報酬制度です。

(i)本株式報酬制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く）
(ii)本株式報酬制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	・3事業年度を対象として、合計300百万円 （1事業年度当たり100百万円相当）
取締役が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法	・取締役に付与される1年当たりのポイントの上限は、6万ポイント（1ポイントは当社株式1株に相当） ・当社の取締役が取得する株式数の上限は3年間で合計18万株であり、発行済株式の総数（平成28年3月末日時点の自己株式控除後）に対する割合は約0.07% ・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得（当初の信託期間においては株式市場から取得）
(iii)業績達成条件の内容	・最終事業年度の会社業績指標の目標値に対する達成度に応じて、株式数は0～100%の範囲で決定 ・当初の信託期間においては、会社業績指標として、ROE、EPS、ROIC等を使用
(iv)取締役に対する当社株式等の交付等の時期	・3事業年度ごと

② 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（当初は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長がおこなわれた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として、本株式報酬制度を導入します。

当社は、対象期間である3年ごとに合計300百万円を上限とする信託金を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、対象期間ごとに18万株を上限に当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、別途執行役員に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための信託金および当社の子会社の一部（以下「対象子会社」という。）から拠出を受けた各対象子会社の取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための信託金を本信託に拠出し、本信託においては、上記の取締役に対して交付等をおこなう当社株式ならびに、執行役員および各対象子会社の取締役（以下「執行役員等」という。）に対して報酬として交付等をおこなう当社株式を一括保有したうえで、勘定を分けて管理します。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託をおこなうことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、延長された信託期間ごとに追加拠出をおこない、取締役に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出をおこなう場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する、当社の取締役に対する交付等の対象となる当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社の取締役を対象とする役員報酬として追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内とします。また、この場合、当社は、別途延長された信託期間における執行役員等に対する報酬としての金銭の追加拠出もおこないます。

③　取締役が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等がおこなわれる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位にもとづいて付与されるポイントの3年間の累積値に業績連動係数を乗じて算出されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標（当初の対象期間においては、ROE、EPS、ROIC等を使用）の目標値に対する達成度に応じて、0～100％の範囲で決定し、1ポイントにつき当社株式1株を交付します。

なお、信託期間中に株式分割、株式併合等により、ポイント数の調整をおこなうことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率、併合比率等に応じた調整がなされます。

また、受益者要件を充足する取締役は、原則として対象期間の最終事業年度の直後の6月以降に、算出されたポイント数に応じた当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該ポイントの一定の割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当社株式に

ついては本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。当社の取締役に付与される1年当たりのポイントの総数は、6万ポイント（6万株相当）を上限とします。また、本信託により取締役に交付等がおこなわれる当社株式等の総数は、対象期間である3年ごとに18万株を上限とします。この上限交付株数は、上記②の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

④　本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

⑤　その他

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

本株式報酬制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(3)　株式報酬型ストックオプションの廃止

本業績連動賞与制度および本株式報酬制度の導入にともない、平成24年6月27日開催の第76回定時株主総会においてご承認いただきましたストックオプションの報酬枠（年額100百万円以内）を廃止いたします。

(4)　社外取締役の報酬枠の変更

当社の社外取締役の報酬額は、上記第76回定時株主総会において、取締役の報酬限度額の年額300百万円の内数として「年額35百万円以内」とご承認いただき、今日に至っております。当社のコーポレートガバナンスのより一層の強化に向けて、新たに設置した指名・報酬委員会の委員をはじめ社外取締役の役割が拡大していること、また、社外取締役の増員を検討していること等を勘案し、社外取締役の報酬額を「年額50百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。なお、上記第76回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額の年額300百万円に変更はございません。

(参考)

なお、本株式報酬制度の詳細については、平成28年5月12日付プレスリリース「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以　上

ご参考

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、下記の内容について決議いたしました。つきましては、この決議の内容について、お知らせ申しあげます。

記

1．自己株式取得に係る事項

(1) 自己株式の取得をおこなう理由

当社グループは、平成32年度を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。事業環境の変化を踏まえ、グループ事業の革新と統合的な運営に取組み、利益成長をめざしてまいります。財務戦略においては、グループの事業構造に見合った最適な資本構成に向けて、5年間で創出される基礎営業キャッシュ・フローを有効活用し、成長投資と株主還元を強化いたします。以上の取組みにより、目標とするROE10%以上、ROIC4%以上、EPS130円以上を早期に達成し、企業価値の向上をめざしてまいります。下記内容は、以上の考え方のもと決議したものです。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

①	取得対象株式の種類	普通株式
②	取得し得る株式の総数	1,000万株を上限とする (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合4.1%)
③	株式の取得価額の総額	150億円を上限とする
④	株式の取得期間	平成28年5月13日より平成28年9月30日まで

2．配当方針の変更

(1) 変更理由

当社グループでは、平成32年度を最終年度とする中期経営計画を新たに策定し、利益配分につきましては、事業で創出されるキャッシュ・フローを有効活用し、成長投資と株主還元を強化してまいります。そのなかで、幅広い株主の皆様、中長期に株式保有してくださる皆様のご期待にお応えするため、配当金による還元の強化をはかることといたしました。

(2) 変更内容

配当水準の目安とする連結配当性向を「30%以上」から「40%以上」に引き上げます。
上記にもとづき、以下のとおり「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を改定いたします。

＜変更前＞

株主還元については、適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とする。
配当については、連結配当性向30%以上を目安とし、業績動向や財務状況等と考慮しながら継続的な配当水準の向上に努める。

＜変更後＞

株主還元については、適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とする。
配当については、連結配当性向40%以上を目安とし、業績動向や財務状況等と考慮しながら継続的な配当水準の向上に努める。

(3) 平成29年3月期の配当予想

	1株当たり配当金			(参考) 連結配当性向
	第2四半期末	期末	合計	
平成29年3月期予想	16円00銭	16円00銭	32円00銭	40.0%
平成28年3月期実績	11円00銭	11円00銭	22円00銭	31.1%

3．指名・報酬委員会の設置

(1) 委員会設置の目的

取締役等の指名や経営陣の報酬等について、社外取締役を主要な構成メンバーとする委員会で審議することにより、客観性および透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実をはかります。

(2) 委員会の役割

① 取締役会の諮問にもとづき、取締役および執行役員の指名に関する次の事項を審議します。
- 株主総会に提出する取締役候補者選任に関する事項
- 役付執行役員選任に関する事項
- 上記のほか、取締役会から諮問のあった事項

② 取締役会の委任にもとづき、取締役の報酬については株主総会で決議された報酬制度および報酬限度額の範囲内で、取締役および執行役員の報酬に関する次の事項を審議・決定します。
- 取締役および執行役員の個別報酬に関する事項
- 取締役および執行役員の報酬制度の変更に関する事項
- 上記のほか、取締役会から諮問・委任のあった事項

(3) 委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会決議により選任された3名以上の委員（うち2名以上は社外取締役）で構成されます。なお、次の3名が委員に選任されました。

堀　内　光一郎　(社外取締役)
岡　島　悦　子　(社外取締役)
青　井　　浩　(代表取締役)

※なお、平成24年4月27日付で設置いたしました報酬委員会は、指名・報酬委員会に統合しております。

以　上

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。前記の株主総会参考書類（37ページ～50ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合

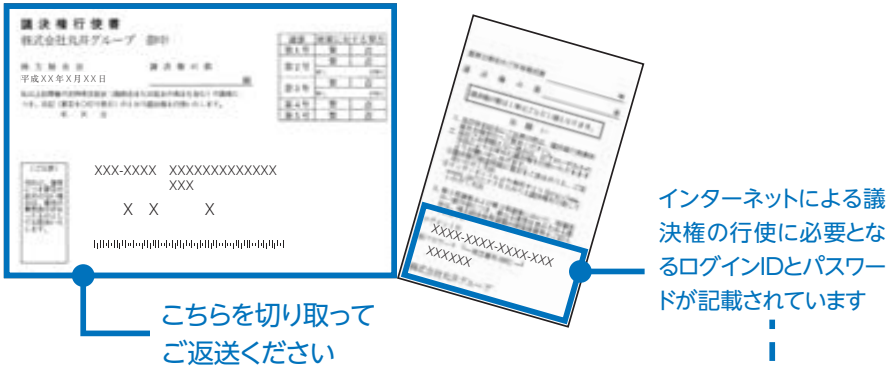
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　　時：平成28年６月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
場　　所：なかのZERO 大ホール

郵送による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限：平成28年６月28日（火曜日）午後７時到着分まで



インターネットによる議決権の行使の場合

次ページの画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：平成28年６月28日（火曜日）午後７時まで

機関投資家の皆様へ	当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使について

行使期限：平成28年６月28日（火曜日）午後７時まで

1 議決権行使サイトにアクセスします

議決権行使サイトにアクセスして**「次の画面へ」**ボタンをクリックしてください。

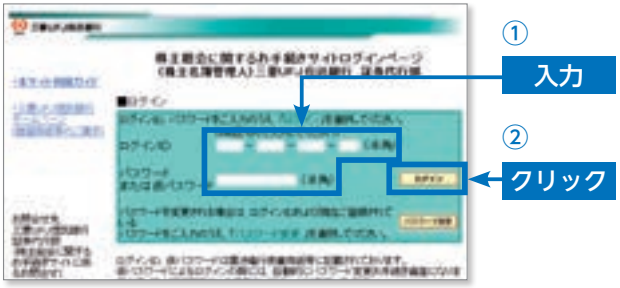
▶ 議決権行使サイト

http://www.evote.jp/



2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に記載された**「ログインID」**および**「仮パスワード」**をご入力いただき、**「ログイン」**をクリックしてください。



● これでログインが完了です。以降、画面のガイダンスに沿っておすすみください。

※ 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
※ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
※ 次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話のメールアドレスを指定することはできません。）

システム等に関するお問い合せ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）

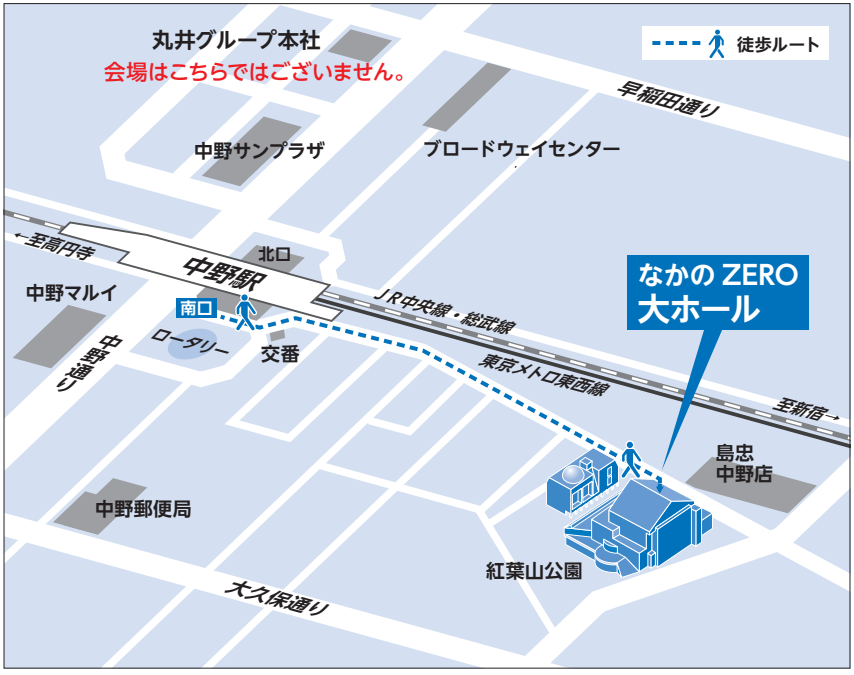
受付時間 月曜日～金曜日（休日除く）午前9時から午後9時まで

第80回定時株主総会会場ご案内図

会　場：東京都中野区中野２丁目９番７号

なかのZERO 大ホール

※受付開始時刻は、**午前９時**を予定しております。



最寄駅：中野駅（JR中央線・総武線、東京メトロ東西線）

南口より徒歩約８分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

MARUI GROUP

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。